

# 日生日本語学園名古屋 学則

## 第1章 総 則

(目的)

**第1条** 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、日本での勉学および生活を通じ、日本社会のよき理解者の育成を行うとともに、将来、日本社会の中で自律・共存し、自らの力で道を拓いていける人材に育成することを目的とする

(名称)

**第2条** 本学は、日生日本語学園名古屋(英語表記：Nagoya Nissei Japanese Language School)という。

(位置)

**第3条** 本学は、愛知県名古屋市東区出来町三丁目19-1に置く

**第4条** 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検・及び評価を行うものとする

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める

## 第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

**第5条** 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする

第1部・第2部	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第1部（午前） 9:00～12:30	進学2年コース 1年9か月コース 1年6か月コース 1年3か月コース	2年 1年9か月 1年6か月 1年3か月	180名	9	4月生・・・120人 7月生・・・20人 10月生・・・40人 1月生・・・0人
第2部（午後） 13:30～17:00	進学2年コース 1年9か月コース 1年6か月コース 1年3か月コース	2年 1年9か月 1年6か月 1年3か月	180名	9	4月生・・・100人 7月生・・・20人 10月生・・・40人 1月生・・・20人
計			360名	18クラス	

ただし、第1部と第2部の定員数は変更する場合がある

(始期・終期等)

**第6条** 本学の進学2年コースは4月、進学1年9か月コースは7月、進学1年6か月コースは10月に始まり、翌々年3月終わる。進学1年3か月コースは1月に始まり、翌年3月終わる

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

進学2年コース	： 4月入学の場合	(1) 1学年前期	4月1日から9月30日まで
		(2) 1学年後期	10月1日から翌年3月31日まで
		(3) 2学年前期	翌年4月1日から翌年9月30日まで
		(4) 2学年後期	翌年10月1日から翌々年3月31日まで
進学1年9か月コース	： 7月入学の場合	(1) 1学年前期	7月1日から9月30日まで
		(2) 1学年後期	10月1日から翌年3月31日まで
		(3) 2学年前期	翌年4月1日から翌年9月30日まで
		(4) 2学年後期	翌年10月1日から翌々年3月31日まで
進学1年6か月コース	： 10月入学の場合	(1) 1学年後期	10月1日から翌年3月31日まで
		(2) 2学年前期	翌年4月1日から翌年9月30日まで
		(3) 2学年後期	翌年10月1日から翌々年3月31日まで
進学1年3か月コース	： 1月入学の場合	(1) 1学年後期	1月1日から3月31日まで
		(2) 2学年前期	4月1日から9月30日まで
		(3) 2学年後期	10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

**第7条** 本学の休業日は、次のとおりとする

- (1) 土曜日
  - (2) 日曜日
  - (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
  - (4) GW休業（4月下旬頃から5月上旬頃まで）
  - (5) 夏季休業（7月下旬頃から8月中旬頃まで）
  - (6) 秋季休業（9月下旬頃から10月上旬頃まで）
  - (7) 冬季休業（12月下旬頃から1月上旬頃まで）
  - (8) 春季休業（3月中旬頃から4月上旬頃まで）
- 2 GW、夏季、秋季、冬季、春期の休業日は、前項の規定にかかわらず、校長の定めにより年間授業週数が40週を下回らないように変更することができる
- 3 教育上必要であり、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、第1項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる
- 4 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる

(授業の終始時刻)

**第8条** 授業の終始時刻は、校長が定める

### 第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職組織

(教育課程)

**第9条** 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は45分とする

- (1) 進学2年コース（80週）

授業科目	内容	単位時間
自律学習	日本での長期的なキャリアを形成するために必要な日本語能力を具体的に意識し、学習計画を立てたり、学習計画を自分に合った方法で管理したり、調整したりすることができる。	138 単位時間
総合日本語	初級 日常生活の中で必要な基本的な会話や 事務手続きができる。	113 単位時間
	初中級 生活で日々直面する場面で自由に 会話ができる。少し長めの文章が読める。N4対策を行う。	236 単位時間
	中級Ⅰ 中級文法を体系的に習得し、日本生活で日々直面する場面で、的確な表現で コミュニケーションできる。N3対策を行う。	206 単位時間
	中級Ⅱ 学問的、社会的なテーマについて知識を広げ専門的な文を内容の文を読んだり討論できる。N2対策を行う。	290 単位時間
書く	基本的な情報の記入や入力から始め自分の関心のある専門分野の多様な話題について明瞭で詳細な文章を書くことができる。	92 単位時間
発表	自分の関心のある分野に関連した広範囲の話題について明確かつ詳細にプレゼンテーションができる。	108 単位時間
漢字	自立した言語使用者として社会の中で使われている漢字を理解し、漢字を使うことで社会生活や進学に必要な手続きをすることができる。	272 単位時間
コミュニケーション活動	他国の学生や熟達した日本語話者との交流を通じ、日本文化を理解したり 日本語話者との流ちょうかつ自然なやりとりができる。	81 単位時間
計		1536 単位時間/80週

(2) 進学1年9か月コース (70週)

授業科目	内容		単位時間
自律学習	日本での長期的なキャリアを形成するために必要な日本語能力を具体的に意識し、学習計画を立てたり、学習計画を自分に合った方法で管理したり、調整したりすることができる。		120 単位時間
総合 日本語	初中級	生活で日々直面する場面で自由に会話ができる。少し長めの文章が読める。N4対策を行う。	236 単位時間
	中級1	中級文法を体系的に習得し、日本生活で日々直面する場面で、的確な表現でコミュニケーションできる。N3対策を行う。	206 単位時間
	中級2	学問的、社会的なテーマについて知識を広げ専門的な文を内容の文を読んだり討論できる。N2対策を行う。	290 単位時間
書く	基本的な情報の記入や入力から始め自分の関心のある専門分野の多様な話題について明瞭で詳細な文章を書くことができる。		82 単位時間
発表	自分の関心のある分野に関連した広範囲の話題について明確かつ詳細にプレゼンテーションができる。		100 単位時間
漢字	自立した言語使用者として社会の中で使われている漢字を理解し、漢字を使うことで社会生活や進学に必要な手続きをすることができる。		242 単位時間
コミュニケーション活動	他国の学生や熟達した日本語話者との交流を通じ、日本文化を理解したり 日本語話者との流ちょうかつ自然なやりとりができる。		68 単位時間
計			1344 単位時間/70週

(3) 進学1年6か月コース (60週)

授業科目	内容		単位時間
自律学習	日本での長期的なキャリアを形成するために必要な日本語能力を具体的に意識し、学習計画を立てたり、学習計画を自分に合った方法で管理したり、調整したりすることができる。		111 単位時間
総合 日本語	初中級	生活で日々直面する場面で自由に会話ができる。少し長めの文章が読める。N4対策を行う。	120 単位時間
	中級1	中級文法を体系的に習得し、日本生活で日々直面する場面で、的確な表現でコミュニケーションできる。N3対策を行う。	206 単位時間
	中級2	学問的、社会的なテーマについて知識を広げ専門的な文を内容の文を読んだり討論できる。N2対策を行う。	290 単位時間
書く	基本的な情報の記入や入力から始め自分の関心のある専門分野の多様な話題について明瞭で詳細な文章を書くことができる。		76 単位時間
発表	自分の関心のある分野に関連した広範囲の話題について明確かつ詳細にプレゼンテーションができる。		88 単位時間
漢字	自立した言語使用者として社会の中で使われている漢字を理解し、漢字を使うことで社会生活や進学に必要な手続きをすることができる。		203 単位時間
コミュニケーション活動	他国の学生や熟達した日本語話者との交流を通じ、日本文化を理解したり 日本語話者との流ちょうかつ自然なやりとりができる。		58 単位時間
計			1152 単位時間/60週

(4) 進学1年3か月コース (50週)

授業科目	内容		単位時間
自律学習	日本での長期的なキャリアを形成するために必要な日本語能力を具体的に意識し、学習計画を立てたり、学習計画を自分に合った方法で管理したり、調整したりすることができる。		104 単位時間
総合 日本語	中級1	中級文法を体系的に習得し、日本生活で日々直面する場面で、的確な表現でコミュニケーションできる。N3対策を行う。	206 単位時間
	中級2	学問的、社会的なテーマについて知識を広げ専門的な文を内容の文を読んだり討論できる。N2対策を行う。	290 単位時間
書く	基本的な情報の記入や入力から始め自分の関心のある専門分野の多様な話題について明瞭で詳細な文章を書くことができる。		64 単位時間
発表	自分の関心のある分野に関連した広範囲の話題について明確かつ詳細にプレゼンテーションができる。		76 単位時間
漢字	自立した言語使用者として社会の中で使われている漢字を理解し、漢字を使うことで社会生活や進学に必要な手続きをすることができる。		174 単位時間
コミュニケーション活動	他国の学生や熟達した日本語話者との交流を通じ、日本文化を理解したり 日本語話者との流ちょうかつ自然なやりとりができる。		46 単位時間
計			960 単位時間/50週

(学習の評価)

**第10条** 学習の評価は、3か月ごとに各科目において行う

各科目的評価方法は以下の通りとする

授業科目	評価方法		成績	
自律学習	自己評価:週に1度自分で立てた目標と1週間の自身の活動・成果をふりかえる。また3か月に1度自身の日本語運用能力を確認する。 担任評価:自律学習シートや各科目的試験結果、「ほんごチェック」の結果をもとに、活動内容や成果を総括的に評価し、面談でFBする。		成績評価はつけない 80%以上の出席と提出物の提出で認定	
総合日本語	初級	【話す(やりとり)】パフォーマンステスト:既習の項目の中から場面を設定し、やりとりをしてタスクを達成できるかをループリックで評価 【読む・聞く】試筆テスト:A1レベル相当の読解・聴解試験	A:80%以上 B:70%以上80%未満 C:60%以上70%未満 F:60%未満（不合格）  ※Fの学生については補習を行い、補習の最後に行う確認テストに合格すればDとして単位を認定する	
	初中級	【話す(やりとり)】パフォーマンステスト:既習の項目の中から場面を設定し、やりとりをしてタスクを達成できるかをループリックで評価 【読む・聞く】試筆テスト:A2レベル相当の読解・聴解試験		
	中級1	【話す(やりとり)】パフォーマンステスト:既習の項目の中から場面を設定し、やりとりをしてタスクを達成できるかをループリックで評価 【読む・聞く】試筆テスト:B1レベル相当の読解・聴解試験		
	中級2	【話す(やりとり)】パフォーマンステスト:既習の項目の中から場面を設定し、やりとりをしてタスクを達成できるかをループリックで評価 【読む・聞く】試筆テスト:B2レベル相当の読解・聴解試験		
書く	【書く】パフォーマンステスト 授業内で課題を実施し、ループリックで評価		A:目標を十分に達成し、期待以上の成果が見られる B:目標を概ね達成し、十分な成果が見られる C:目標を最低限達成している。改善の余地がある F:課題が達成できていない。提出無し（不合格）  ※Fの学生は補習にて課題を作成し、上記合格要件を満たせばDとして単位認定する	
発表	【発表】パフォーマンステスト 授業内で課題を実施し、ループリックで評価			
漢字	【書く・読む】試筆試験:3課終了ごとに試筆試験を行いその結果によって評価			
コミュニケーション活動	教員評価:グループでの活動や制作物などへのその取り組みを評価 ポートフォリオ評価:制作物など各成果物の提出と内容を評価		A:目標を十分に達成し、期待以上の成果が見られる B:目標を概ね達成し、十分な成果が見られる C:目標を最低限達成している。改善の余地がある F:課題が達成できていない。提出無し（不合格）  ※Fの学生は補習にて課題を作成し、上記合格要件を満たせばDとして単位認定する	

(教職員組織)

**第11条** 本学に次の教職員を置く

- (1) 校長 1人以上
- (2) 主任教員 1人以上
- (3) 教員 17人以上（うち本務等教員8人以上）
- (4) 事務統括責任者 1人
- (5) 生活指導担当者 1人以上

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる

3 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する

## 第4章 入学、休学、転学、退学、卒業及び罰則

(入学資格)

**第12条** 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 年齢が本学入学時に満18歳以上の者
- (3) 日本語学習歴が150時間以上の者（日本語参照枠A1レベル相当）
  - ただし10月＆1月入学者に限りA2レベル相当
- (4) 明確な留学目的、将来設計があり、大学、各種専修学校等への進学を目的とする者
- (5) 信頼のおける保証人(経費支弁者)を有する者
- (6) 心身ともに健康であり 留学を続けることが困難になり得る持病のない者
- (7) 刺青（タトゥー）のない者
- (8) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (9) 家族・親族を含めて過去に日本での不法滞在、犯罪等による処分者がいない者
- (10) 過去2年以内に技能実習生として来日していない者

(入学時期)

**第13条** 本学への入学は年4回とし、その時期は4月、7月、10月及び1月とする

(入学手続き)

**第14条** 本学の入学手続きは、次のとおりとする

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第21条に定める選考料を添えて、指定期日までに出願しなければならない
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第21条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない

(休学・復学)

**第15条** 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、7日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる

(転学)

**第16条** 転学を希望する場合は、正当な理由ある時のみ校長が許可する

(退学)

**第17条** 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない

(修了・卒業の認定)

**第18条** 教務主任は、3か月毎に教育課程で定められた各授業科目について第10条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する

2 校長は、本学所定のすべての当該科目の認定を受けた者に対し、課程の修了を認定する  
3 校長は、本学所定の課程を修了した者に対し、卒業証書を授与する

(褒賞)

**第19条** 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる

(懲戒処分)

**第20条** 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は当該学生に対して懲戒処分を行うことができる

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び除籍の3種とする  
3 前項の除籍は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なく半期ごとの出席率が8割を満たない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- (5) 学内外で重大な規律違反があった者
- (6) 正当な理由なく、かつ所定の手続を行わずに、授業料を1か月以上滞納した者
- (7) 長期にわたり連絡がとれない者

## 第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

**第21条** 本学のコース別生徒納付金は、次のとおりとする

進学2年コース

(1) 選考料	30,000円
(2) 入学金	70,000円
(3) 授業料	1,200,000円
(4) 教材費	40,000円
(5) 施設費	30,000円
(6) 課外活動費	30,000円
(7) 保険料	10,000円
(8) 健康管理費	4,000円
(9) 消費税	141,400円

進学1年9か月コース

(1) 選考料	30,000円
(2) 入学金	70,000円
(3) 授業料	1,050,000円
(4) 教材費	35,000円
(5) 施設費	26,250円
(6) 課外活動費	26,250円
(7) 保険料	10,000円
(8) 健康管理費	3,500円
(9) 消費税	125,100円

進学1年6か月コース

(1) 選考料	30,000円
(2) 入学金	70,000円
(3) 授業料	900,000円
(4) 教材費	30,000円
(5) 施設費	22,500円
(6) 課外活動費	22,500円
(7) 保険料	10,000円
(8) 健康管理費	3,000円
(9) 消費税	108,800円

進学1年3か月コース

(1) 選考料	30,000円
(2) 入学金	70,000円
(3) 授業料	750,000円
(4) 教材費	25,000円
(5) 施設費	18,750円
(6) 課外活動費	18,750円
(7) 保険料	10,000円
(8) 健康管理費	2,500円
(9) 消費税	92,500円

(納入)

**第22条** 生徒は、授業料を所定の期日までに納入しなければならない

- 2 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することができる
- 3 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、分割納入することができる

(滞納)

**第23条** 生徒が、正当な理由なく、かつ所定の手続を行わずに、授業料を1か月以上滞納した場合には、校長は当該生徒に対して除籍を命ずることができる

(生徒納付金の返還)

**第24条** 生徒納付金は原則として返還しない

- 2 第1項の規定にかかわらず、入学金は在留資格認定証明書が発給されなかった場合に限り、返還する
- 3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により入学辞退あるいは校長に所定の届出をした上で退学する場合は、別途定める規定により返還する

## 第6章 雜 則

(寄宿舎)

**第25条** 寄宿舎の利用は当校に在籍する学生で、所定の手続きを経て入居が認められた者に限る

- 2 寄宿舎を利用する者は入居時に誓約事項を確認の上、それを遵守すること
- 3 寄宿舎内の施設は、他の利用者と譲り合って使用し、使用後は清掃を行うこと
- 4 規則違反があった場合、警告または退去処分となることがある
- 5 退去時は所定の手続きを行い、部屋の清掃と鍵の返却すること
- 6 その他詳細は入学案内（募集要項）並びに機関案内の「学生寮について」を参照すること

(健康診断)

**第26条** 健康診断は毎年一回、身長及び体重、栄養状態、視力及び聴力、眼の疾病及び異常の有無、耳鼻咽いん頭疾患及び皮膚疾患の有無、結核の有無、心臓の疾病及び異常の有無、尿、その他の疾病及び異常の有無を実施

(細則)

**第27条** この学則の施行についての細則は、校長が別に定める

### 附 則

この学則は、従前の学則を令和7年4月1日に改定し、令和8年4月1日から施行する